

まえがき

職業芸術家は一度亡びねばならぬ

誰人もみな芸術家たる感受をなせ

個性の優れる方面に於て各々止むなき表現をなせ

然もめいめいそのときどきの芸術家である

これは、宮沢賢治の『農民芸術概論綱要』の一節である。

賢治は、一九二六年、花巻農学校を退職し羅須地人協会を設立する。この『農民芸術概論綱要』は、昼は農業、夜は農民と共に芸術を楽しみ、科学やエスペラント語を学ぶという羅須地人協会のマニフェスト(宣言文)であり、また教材でもあった。したがってこの文章は、日本で最初に書かれたアートマネジメントの教科書だと言ってもいいだろう。さて、ではいつたい、この言葉の意味は何だろう。なぜ、賢治は、岩手の農民たちに、「誰人もみな芸術家たる感受をなせ」と呼びかけたのだろうか。

二〇一一年三月、賢治が生まれ育った岩手県は、千年に一度と言われる大津波を受け、沿岸部は壊滅的な被害を受けた。あれから二年、人びとは遅々として進まぬ復興に苛立ちの色を隠さない。

被災地の復興には、巨額の財政支出が必要となる。おそらく、震災からの十年で、彼の地に注ぎ込まれる予算は、三十兆円を超えることになるだろう。それがどういふ数字かと言えば、たとえば韓国一国の国家予算をはるかに超え、ロシアのそれに匹敵するといった額になる。それだけの金額が、被災三県に注ぎ込まれる。あれだけの大地震による被害を受けたのだから、相応の負担を国家がすることは、決して間違いではないと私も信じる。震災以前から、東北が中央政府に対して払ってきた犠牲を鑑みれば、それはもしかすると、足りないくらいかもしれない。

しかし一方で、巨額の財政支出は、市民の自己判断能力を失わせ、地域の持続的な自立を妨げる可能性があることも否めない。「復興のジレンマ」とも呼べるこの状況を克服する方策はあるのか。

地域の自立性の回復のために、真に必要な施策とは何だろうか。

本書は、副題を『市民芸術概論綱要』とした。

「誰人もみな芸術家たる感受をなせ」

私は一人ひとりの市民が、芸術家としての感性を持たない限り、東北の真の復興はなしえないと信じている。私には、賢治のような力強い文章は書けないが、駄文を重ねつつ、これから少しずつ、「市民のための芸術」とは何かについて書き進めていきたいと思う。

拙著『芸術立国論』(集英社新書)の出版から十年以上が経った。そこに記してきた事柄のいくつかは現実の政策となって実現し、またいくつかは頓挫し、いくつかはまだ夢の中にある。たとえば、文化芸術振興基本法は、『芸術立国論』を出版した二〇〇一年の暮れに成立した。その後、時間はかかってしまったが、著作のなかで次の課題として提言した「劇場法」は、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(ときに文中では「劇場法」と略す)として、二〇一二年に法制化された。素人の書いた書籍にしては、まずまず現実性を帯びた提言をしてきたのではないかと思っている。

あるいは、本文中、時代錯誤の工場改革なのではないかとして取りあげた鳥取三洋電機の工場は、同じ二〇一二年に日立金属との事業再編が決定した。鳥取工場だけで二百人以上の離職者が出るとの報道もあった。「だから言ったのに」という話ではない。「では、どうすればよかったか」を、いまは考えていきたい。

本書は、『芸術立国論』のバージョンアップ版、言うなれば、『芸術立国論 Ver. 201』ということになる。内容のなかには重複を含む部分があるが、データを更新し、新しい視点も織り交ぜている。そのため、文中では一々、「これは『芸術立国論』にも書いたことだが」といった但し書きは極力省くこととした。この十年の時を経て、何が変わり、何が変わらず、そして何がより深刻な問題として浮き彫りになってきたのかを書き連ねてみたい。

社会における芸術の役割とはなんだろう。

芸術が、社会を構成する要素の一つであり、それが人類の歴史において綿々と続いてきた以上、おそらくそこには何らかの役割があるはずだ（もちろん、カギ括弧付きの「芸術」は、西洋近代に生まれた新しい概念とも言えるが、ここでは広い意味での芸術文化を考える）。

「芸術なんて必要ない」「あんなものは、一部の特権階級の暇つぶしだ」という人たちもいる。いや、世間には、そう言う人が、意外と多かつたりする。では、本当にそうなのか？

芸術は、一部の人のためのものなのか？

それらに答える学問として、「アートマネジメント」（アーツマネジメントとも呼ぶ）という分野がある。アートマネジメントを辞書で引くと、たいてい「芸術を支援する際の方法論」（Wikipedia）、「より質の高い演劇や音楽を多くの人びとが楽しめることを目的とした運営活動。芸術経営（小学館・大辞泉）といった記述になっている。もちろん、これも解釈としては正しいのだが、現状とは少し離れてしまっている。私はこれまで、「アートマネジメント」を、「社会における芸術の位置づけをあきらかにする学問」と説明してきた。

もしも、そのような大前提がなければ、アートマネジメントは、ただの技術論、経営論に堕してしまふ。そこで本書では、まず、その前提となる理念を書き、その上で、各論に進んでいきたいと思う。

社会における芸術の役割は、主に三つに分類できるのではないかと私は考えてきた。

一、芸術そのものの役割

二、コミュニティの維持や、再生のための役割

三、教育、観光、医療、福祉など、目に見える形で直接的に「役に立つ」役割

そして、この二と三の間に、「文化による社会包摂」という比較的新しい概念が入ってきた。この社会包摂を、コミュニティ維持の部分に含んでもかまわないし、また福祉の一環と考えてもかまわないが、本書では、それら従来の概念とは一線を画すものとして、一章を割いて扱いたい。

まず先に、これら社会における芸術の役割の、三つの分類と「文化による社会包摂」について、それぞれ考察を行い、それを背景として本書の後半では、昨年（二〇二二年）制定された「劇場法」を題材とし、より具体的な「社会における劇場の役割」を考えていきたい。その過程で、冒頭に掲げた震災復興のジレンマをいかに克服していくかという命題についても、何らかの答えが出せればと思う。

「然もめいめいそのときどきの芸術家である」

いったい、私たちは、そのような社会を創れるだろうか。そのような社会は、どのような形で実現可能だろうか。

目次

まえがき

第一章 芸術そのものの役割

公共財としての芸術／緩慢なる文化破壊／ルワンダ／文楽問題

／文楽は必要か？

1

第二章

コミュニティの維持、再生のための芸術の役割

15

なぜ芸術が続いてきたのか？／女川の獅子舞／ゲラダヒビのコ
ミュニケーション／人間は演じ分ける生き物である／画一化する
地方都市の風景／地方という幻想／地方は無駄を許容できな
い／エリート層にも広がる文化の地域間格差／文化資本／文化
格差を超えて／青少年の凶悪犯罪がなぜ地方に拡散するのか／
渋谷／渋谷の街の結末／コミュニティスペースとしての図書館
／引き続き渋谷について

第三章 新しい広場を作る——文化による社会包摂

49

「広場」について／重層性のある社会／非日常の空間／ホームレスプロジェクト／空席を利用する／紙芝居劇団「むすび」／文化による社会包摂

第四章 文化の自己決定能力

65

文化による都市の再生——ナントモデル／大阪病／USJとデイズニールランドの違い／天満天神繁昌亭／水都大阪2009／博覧会から芸術祭へ／金沢21世紀美術館／成功の秘密／もう一回券／八戸・ポータルミュージアム「はっち」／ナイトカルチャー／富良野／観光地富良野の誕生／芦別／ソフトの地産地消／被災地の自立／上り列車に乗っての進学／付加価値を付ける教育／ふたたび賢治について

第五章 憲法について

111

憲法第二十五条／健康・経済・教育／「文化」はどうだろう？／芸術は生き死にの問題か／芸術保険制度を／社会権的基本権の変遷／芸術保険制度は夢か？／人間の安全保障／日本国憲法というソフトパワー

第六章 社会における劇場の役割

社会における劇場の役割／貸し館事業／学習（鑑賞）事業／交流事業／市民参加型舞台の功罪／創造・発信事業／バランスのとれた劇場経営／フランスの劇場経営／creation（創造事業）の仕組み／富士見市／障害者向け事業／コバンザメ作戦／市民の意識の変化／劇場は生きている／劇場職員の仕事／創造活動に向かつて／太田省吾さんの思い出

133

第七章 劇場法と、その先へ

劇場法／法律は必要か？／劇場支援か劇団支援か／劇場の階層化／劇場の観客を増やす／支援会員制度／演劇の質を上げるために／芸術家は、劇場を私物化するのか？／芸術監督を育てる／なぜ劇場法だったのか？／アウェイで闘える演出家を作る／法律を作るということ／劇場法制定の過程で／前文／アーツカウンシル

173

第八章 state になるために

文明と文化の違い／文化の違いは善し悪しではない／なぜ新幹線はなかなか輸出されないのか？／新幹線と原発／最大の中堅

215

国家として／モノは人を幸せにしない／痛みとは何か／クール
ジャパンの功罪／文化を開く／ふたたび state について／復興
が進まない／泣くのはいやだ、笑っちゃおう

あとがき

241

装丁＝桂川潤